



2023年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社アダストリア
代表者名 代表取締役社長 木村 治
(コード番号 2685 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員
管理本部長兼経営企画室長 岩越 逸郎
(TEL 03-5466-2060)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年より導入している取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）に対する「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を、2023年5月25日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を下記2. のとおり一部改定の上、継続することを決定しました。
- (2) 本制度の継続および一部改定は、本株主総会において本議案の承認を得ることを条件とします。
- (3) 当社は、2023年2月末日で対象期間が満了する設定済のBIP信託（以下「本信託」という。）について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続いたします。本制度の継続後の対象期間は2024年2月末日で終了する事業年度から2026年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度です。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度内容を一部改定いたします。

改定内容は、取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および取締役に対する当社株式および当社株式の換価処分代金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）の時期の変更であります。

3. 本制度改定後の内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、連続する3事業年度（以下、各事業年度を「評価対象事業年度」という。）における役位および業績

達成度に応じて、当該信託を通じて取締役が当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、各事業年度の役位および会社業績（各評価対象事業年度の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率の目標値に対する達成度）に従って付与されるポイントに基づき定まります。

今般、更なる中長期的な企業価値向上および株主価値の向上を主な目的に、取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法を、中期経営計画の定量目標でもある毎年の売上高の昨対比、営業利益率の目標値に対する達成度ならびに株価評価指標として当社株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）と東証株価指数（TOPIX）の成長率との比較結果に従って付与されるポイントに基づき定まるものに改定することとします。なお、1ポイント当たり1株とし、本信託に属する当社株式が株式分割、株式無償割当、株式併合等によって増加または減少した場合、当社はその増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

●改定内容（下線は変更部分を示します。）

| 項目 | 改定前 | 改定後 |
|----------------------|--|---|
| 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率の目標値に対する達成度に応じて変動 ・ 株式数は、0～200%の範囲で決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の売上高の昨対比および営業利益率の目標値に対する達成度ならびに当社 TSR と東証株価指数（TOPIX）の成長率との比較結果に応じて変動 ・ 株式数は、0～200%の範囲で決定 |

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法

現在の制度では、各評価対象事業年度の開始から起算して1年経過後に当社株式等の交付等を受けるものとしておりますが、株主の皆様との長期的な期間における利害価値の共有をさらに意識づけさせることを目的として、取締役を退任したときに当社株式等の交付等を受けるものに改定することとします。

●改定内容（下線は変更部分を示します。）

| 項目 | 改定前 | 改定後 |
|---------------------|--|---|
| 取締役に対する当社株式等の交付等の時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各評価対象事業年度の開始から起算して1年経過後。ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、交付後2年を経過するまで継続保有するものとする。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原則、取締役を退任したとき。</u> |
| | (その他事項) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今回の改定前に終了している評価対象事業年度である 2023 年2月期にかかるポイント分については、評価対象事業年度の開始から起算して1年経過後とする。ただし、交付後2年を経過するまでは継続保有するものとする。</u> |

その他本制度内容に変更はございません。従前の本制度内容については、2022年4月20日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

●第66回定時株主総会、第70回定時株主総会および第72回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | 当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。） |
| 当社が拠出する金員の上限および当社株式の取得方法 | ・3事業年度を対象として732百万円 ・当社株式は株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| 当社が取得する当社株式等の数の上限 | ・上限となる株式数は3年間で合計333千株（1年当たり111千株） ・発行済株式の総数（2020年2月末日時点の発行株式控除後）に対する割合は0.7%（1年当たりの株式数の割合は約0.2%） |
| 本信託内の当社株式に関する議決権 | 経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします |

以 上